

P & B JAPANへ出展しました！

今月のメニュー

1. P&B JAPAN①
2. P&B JAPAN②
3. Mille Village
九州熊本ツアー
4. 業務内容
5. ふるさと納税制度



8/1(月)～8/3(水)東京ビックサイトで行われた「P&B Japan展示会」に出展！



ビックサイト到着！気合入ります！



長男将太郎もブースのお手伝い！

一昨年に引き続き2回目のチャレンジということと、池田君・喜多君の頑張りもあり準備万端でのぞむことができました。今回私たちは『しっかり会計でお金を残す！』というテーマで、セミナーを行い、ブースにて個別にお話しをさせていただきました。「儲けと利益はイコールではない、利益額とお金の残もイコールではない！」そのポイントは4つ！①損益分岐点を勘違いしている。②設備投資と借入金が合っていない。③月次会計をしていない。④結果で税金を払っている。これらについて事例を交えながら解説させていただきました(今回参加できずにこれらの事が気になる方は個別でお問合せ下さい)。また、ブース対応の合間を縫って他ブースやイベント会場を回りながら、たくさんの方々にお会いすることができ、有意義な3日間となりました。次は大阪MOBACです！(河原 治)



モンディアル・デュ・パン日本代表選考会では、VIRON松田シェフが選ばれました！ セミプロ大会も大盛り上り！

8月1日(月)～3日(水)の3日間、東京ビッグサイトで開催されていた「P&B JAPAN(パティスリー&ブーランジェリー ジャパン)」へブースを出展してきました！国内外200社以上が出展し、3日間で約3万人の方が来場されていました。河原事務所は2年ぶりにブースを出展したのですが、前回以上にたくさんの方のお話を伺うことができました。今回は、「しっかり会計でお金を残す！」というテーマで出展させていただいたのですが、ブースへ来てくださった方のお話を伺っていると開業前後や規模、地域といった差はあっても、共通したお悩みを抱えておられるのだなと感じました。パン屋さんには特化した我々だからこそ持っている会計・税務のノウハウで、強いお店を作っていくためのお力になれると再確認できました。

初日に実施した弊社代表河原のセミナーも立ち見の方もいらっしゃるほど大盛況でした。ブース、セミナーへお越しくくださった皆様、暑い中ありがとうございました。これからも日本のパン屋さんを元気にするために頑張ります！(池田 晃幸)



ブースではたくさんのお客様をご紹介しました！



緑のTシャツが目印です！



セミナーもたくさんの方にご覧いただくことができました！

Mille Village 九州熊本ツアーに同行！

8月のお盆休みを利用して、Mille Village(ミル・ヴィラージュ)渡辺シェフと一緒に九州熊本を訪問してきました。MilleVillageでは、今回の熊本訪問前に「チャリティマルシェ」や「チャリティ講習会」を行っており、店頭に備え付けてあった募金箱と合わせ、皆さまからお預かりした大切な義援金を、南阿蘇「めるころ」の原田シェフも加入する九州のベーカリーの団体へ直接お渡しすることができました。また大阪名物たこ焼き味の



お菓子も喜んで頂きました(笑)。原田シェフとは渡辺シェフを通じて、約9年前からのお付き合い。お店が、まさにあの地震の中心地であることから、心配していたのですが、お元気そうで良かったです。とは言え、道中の車から見える景色には絶句。崩壊したお家、転がったままの大きな岩、臨時的に補強されている土嚢、つながっていない橋、仮設住宅。復興とは、まだ言えない状況を目の当たりにしました。原田シェフのお店も、建物は無事だったものの店内は機械がひっくり返るほどの被害があったそうですが、「関東のベーカリー仲間が駆け付けてくれて、お店を再開することができて本当に嬉しかった。」とおっしゃっていました。道路状況などから、まだまだ以前のような来客はないそうですが「元気にオープン」の看板に勇気を頂きました。微力ながらこれからも熊本復興をお手伝いしたいと思います。(河原 治)



熊本のシンボル、熊本城にも大きな被害が・・・。

事業内容 ホームページは <http://www.bakery-no1.com>

1. 身近なパートナーとしての税務顧問
2. 「現金管理」や「目標管理」を中心としたショップ経営のサポート
3. 「儲かるお店をつくる5ステップ」など繁盛店セミナー・講演・勉強会
4. 会計業務全般請負(業務改善～入力代行)

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル2F

TEL:06-6131-5600 FAX:06-6131-5670 e-mail:info@bakery-no1.com



ふるさと納税

皆さんはふるさと納税制度を活用されていますでしょうか。ふるさと納税制度とは、自治体への寄附金のことで、個人が2,000円を超える寄附を行ったときに住民税のおよそ2割程度を限度に税金が控除・還付される制度です。控除される税金は、個人住民税の2割程度が目安とされていますが、今回は個人事業主の方の「個人住民税の2割程度」をどのように計算するのかをまとめてみました(給与所得者の方は、各ふるさと納税のポータルサイトにて簡単に試算できる機能がありますのでご活用ください)。住民税の2割程度を求める計算は、「 $[(課税所得金額 + 50,000 \text{円}) \times 0.1 + 5,000 \text{円}] \times 0.2$ 」です。この「課税所得金額」は、前年の確定申告書B表の⑯の金額をご確認ください。この金額がおよその目安とお考えください。ふるさと納税を行う手順は、インターネットでふるさと納税のポータルサイトへアクセスし、自治体やお礼の品の種類から寄付する先と金額を決定し、寄付をします。クレジットカードでも寄付が可能な自治体もあるので、ポイントを考慮するとよりお得かもしれません。もちろん生まれ故郷以外の自治体へ寄付することも可能です。寄付先を選ぶ際に、教育・医療・福祉などどのような用途かを選ぶこともできます。限度までであれば2千円の負担額でお礼の品を貰うこともできますので、ご活用されてはいかがでしょうか。(池田 晃幸)